戦略的商機能等集積支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「ユマニテさが」という。）が、佐賀市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地エリア内のユマニテさがが指定する区域（以下「区域」という。）の活性化に資する魅力ある店舗等を誘致するため、民間事業者が負担する事業費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業　補助金の交付の対象となる事業をいい、別表１のとおりとする。

(2) 補助事業者　補助事業を執行する者をいう。

（申請者の要件）

第３条　補助金の交付を申請できる者は、区域内の空き店舗等の所有者と賃貸借契約を締結し出店する者で、ユマニテさが理事長（以下「理事長」という。）が定める要件を満たす者であることとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 過去３６か月以内にこの補助金の交付を受けたことがある者。

(2) 佐賀市外に本部のあるチェーン店を出店しようとする者

(3) 佐賀市外に本部のあるフランチャイズ店を出店しようとする者

(4) 既に募集対象エリア内に出店している者で、募集対象エリア内の空き店舗等に移転して出店しようとする者。ただし、入居物件が解体されるなどの理由で、出店者の意に反して移転して出店しようとする場合は、この限りではない。

（補助金交付対象経費及び補助額）

第４条　補助対象経費は、別表２のとおりとする。

２　補助率及び補助金の上限額は、別表３のとおりとする。

３　補助金を算定する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戦略的商機能等集積支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(1) 事業（出店）計画書

(2) 新規出店のための事業資金の調達計画書

(3) 販売計画書

(4) 前３号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

（交付の決定）

第６条　理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、選考会等の結果により、補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

（交付の条件）

第７条　理事長は、補助金の交付を決定するにあたり、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すこととする。

(1) 法令若しくは条例、規則等又はこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、理事長の承認を受けること。ただし、補助目的及び効果に関係しない程度の事業計画の細部を変更する場合であって、補助金額に変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

(6) 補助金の他の用途への使用等、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(7) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないため消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した補助事業者は、次の条件に従わなければならない。

ア　補助事業者は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

イ　補助事業者は、実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、その金額を速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(8) 前７号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める条件を付すこと。

（決定の通知）

第８条　理事長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を戦略的商機能等集積支援事業補助金交付決定書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　理事長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から起算して２０日間とする。

３　第１項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の変更）

第１０条　第８条の規定による通知を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、戦略的商機能等集積支援事業補助金事業等変更申請書（様式第３号）に第５条各号に掲げる書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

２　理事長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、戦略的商機能等集積事業補助金等交付変更通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第１１条　補助事業者は、補助金の交付の目的、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（遂行状況の調査等）

第１２条　理事長は、補助事業者に対し必要に応じ、補助事業の遂行を調査し、又は報告を求めることができる。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日に戦略的商機能等集積支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 対象経費に係る領収書

(4) 対象事業に係る賃貸借契約書

(5) 前４号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

２　理事長は、前項第３号及び第４号の書類については、写しを取った後に、補助事

業者に返却するものとする。

（補助金の確定）

第１４条　理事長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、戦略的商機能等集積支援事業補助金確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１５条　補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、戦略的商機能等集積支援事業補助金交付請求書（様式第７号）を理事長に提出しなければならない。

３　代理受領を行う場合は、前項の交付請求書と合わせて、戦略的商機能等集積支援事業代理受領申請書兼委任状（様式第８号）を理事長に提出しなければならない。

（交付の取り消し）

第１６条　理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 法令若しくは条例、規則等又はこの要綱に基づく理事長の指示に違反したとき。

２　理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

（補助金の返還）

第１７条　前条の場合において、理事長は、当該取り消しの部分に関し既に補助金を交付しているときは、戦略的商機能等集積支援事業補助金返還命令書（様式第９号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　第７条第７号により交付申請した補助事業者は、第１３条第１項の実績報告を行った後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、戦略的商機能等集積支援事業消費税等確定報告書（様式第１０号）により速やかに理事長に報告するとともに、理事長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第１８条　補助事業者は、第１６条第１項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数

に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で加算した加算金をユマニテさがに納付しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を、ユマニテさがに納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１９条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産その他理事長が指定する財産を理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額をユマニテさがに納入したとき並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して理事長が定める期間を経過したときは、この限りでない。

（補則）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年1月２０日から施行し、平成１７年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２０年８月１日から施行し、平成２０年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度事業から適用する。

別表１（第２条関係）

補助事業	内容
(1) 店舗改装費補助事業	区域内の遊休不動産を活用して出店し、魅力的な店舗等の改装を行う事業
(2) 備品購入費等補助事業	区域内の遊休不動産を活用して出店するための備品等を購入する事業

別表２（第４条関係）

補助事業	補助対象経費
(1) 店舗改装費補助事業	改装費
(2) 備品購入費等補助事業	備品購入費（設置費を含む。） ※１件当たりの取得金額の下限額は、５万円とする。

備考　１　改装費には、備品、什器及び機材の購入費は含まないものとする。

２　(1)と(2)の併用はできないものとする。

別表３（第４条関係）

補助事業	補助率	補助金の上限額
(1) 店舗改装費補助事業	補助対象経費の２分の１以内	１５０万円
(2) 備品購入費等補助事業	補助対象経費の２分の１以内	１００万円

様式第１号（第５条関係）

戦略的商機能等集積事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生　様

住　　所
申請者　事業所名
氏　　名　　印

戦略的商機能等集積事業費補助金の適用を受けたいので、戦略的商機能等集積支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

補　助　年　度	年 度
補　助　申　請　額	円
添　付　書　類	(1) 事業（出店）計画書 (2) 新規出店のための事業資金の調達計画書 (3) 販売計画書 (4) その他必要と認められる書類

様式第２号（第８条関係）

戦略的商機能等集積事業費補助金交付決定書

年　　月　　日

申請者　事業所名
　　氏　　名　　様

特定非営利活動法人
まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生

　　年　　月　　日付けで申請のあった戦略的商機能等集積事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので、戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により通知します。

補　助　年　度	年 度
補　助　決　定　額	円
交　付　条　件	本補助金は、街の賑わいを創出することを目的として創設された事業であるため、要綱第７条第８号に基づき、昼間の営業を継続することを交付の条件とする。 よって、店舗を閉鎖し、又は昼間の営業を中止したときは、補助金を返還しなければならない。

様式第３号(第１０条関係)

戦略的商機能等集積事業費補助事業変更申請書

年　　月　　日

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生　様

住　　所
申請者　事業所名
氏　　名　　印

戦略的商機能等集積支援事業費補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、次のとおり申請します。

補　助　年　度	年 度
補助事業等の変更の内容	
変　更　の　理　由	
変更後の経費所要額	
変更後の交付申請額	
変　更　の　年　月　日	年　　月　　日(予定)
添　付　書　類	

様式第４号(第１０条関係)

戦略的商機能等集積事業費補助事業変更通知書

年　　月　　日

申請者　事業所名
　　氏　　名　　様

特定非営利活動法人
まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補　助　年　度	年 度
補助事業の変更の内容	
変更後の交付決定金額	
変　更　の　理　由	

様式第５号（第１３条関係）

戦略的商機能等集積事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生　様

住　　所
申請者　事業所名
氏　　名　　印

戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第１３条の規定により、次のとおり報告します。

補　助　年　度	年 度
補　助　申　請　額	円
補　助　対　象　経　費	円
補　助　額	円
添　付　書　類	(1) 補助経費に係る領収書の写し (2) 対象事業に係る賃貸契約書の写し (3) その他必要と認められる書類

様式第６号(第１４条関係)

戦略的商機能等集積事業費補助金確定通知書

年　　月　　日

申請者　事業所名
　　氏　　名　　様

特定非営利活動法人
まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生

年　　月　　日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第１４条の規定により通知します。

補　助　年　度	年 度
補助金の交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
補助金の交付確定金額	円

※当該補助金が店舗改装費に充当する補助金である場合、補助金相当額の支払いについては、ユマニテさがより、工事請負契約業者に直接支払うものとします。

様式第７号（第１５条関係）

戦略的商機能等集積事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生　様

住　　所
申請者　事業所名
氏　　名　　印

戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第１５条第２項の規定により、次のとおり請求します。

補　助　年　度	年 度
請　求　額	円
請　求　額　内　訳	円 合　計　　円

振込先　　金融機関：
口座番号：
（フリガナ）
口座名義：

様式第８号（第１５条関係）

戦略的商機能等集積事業費補助金代理受領申請書兼委任状

年　　月　　日

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生　様

住　　所
申請者　事業所名
氏　　名　　印

戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第１５条第３項の規定により、次のとおり代理受領を申請し、同補助金の受領に係る一切の件を次に掲げる者に委任します。

補助年度	年度
補助金の交付確定金額	円
受領委任額	円

上記権限を受任することに同意します。

住所		
氏名又は名称		印
振込先	金融機関名	銀行 信金 農協　店 漁協 信組
	口座番号	当座・普通
	（フリガナ）	
	口座名義人	

様式第９号(第１７条関係)

戦略的商機能等集積事業費補助金等返還命令書

年　　月　　日

申請者　事業所名
　　氏　　名　　様

特定非営利活動法人
まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生

戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第１７条第１項の規定により、次のとおり返還を命じます。

返　還　金　額	円
返　還　期　限	年　　月　　日まで
返　還　理　由	
返　還　方　法	
補　助　年　度	年度
補助金の交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助金の交付確定金額	円

第１０号様式(第１７条関係)

戦略的商機能等集積支援事業消費税等確定報告書

年　　月　　日

特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが
理事長　香　月　道　生　様

住　　所
申請者　事業所名
氏　　名　　印

戦略的商機能等集積事業費補助金交付要綱第１７条第２項の規定により、次のとおり報告します。

１　補　助　年　度	年 度
２　補助金の額（要綱第１４条による額の確定額）	円
３　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
４　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	円
５　補助金返還相当額(４－３)	円